

国土交通省住宅局建築指導課 宛

建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める業務について
(パブリックコメント)

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	